

令和8年度

大川市結婚新生活支援事業

新たにご結婚された世帯の
新生活を支援するため、

最大70万円

を補助します。



申請期限

令和9年2月28日まで



大川市ホームページ

◆ 補助額

夫婦の両方が29歳以下の場合は**60万円**、39歳以下の場合は**30万円**

夫婦の両方または一方が、結婚に伴って市外から転入した場合はさらに**10万円加算**

2年未満で転出された場合は、補助金を返還いただくことがございます。

◆ 支給要件

- ・ 令和8年1月1日～令和9年2月28日までの間に婚姻届けを提出し受理されていること
- ・ 婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下であること
- ・ 世帯所得(※)が500万円未満（奨学金返済額は控除可）であること
- ・ 世帯員のいずれもが市税等を滞納していないこと
- ・ 夫婦ともにライフデザイン支援講座等を受講していること など

◆ 対象費用

令和8年4月1日～令和9年2月28日までに支払った「住居費」及び「引越費用」の合計額

- 住居費 婚姻を機に新たに自己居住用の住宅を購入またはリフォーム、賃借に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 引越費用 結婚を機に引越をする際に要した費用の内、引越業者(運送業者)に支払った費用

(※)

○給与所得者の場合

1年間の給与等の収入額 - 給与所得控除額

○自営業の場合

1年間の収入額（売上金額） - 必要経費

詳細は市ホームページをご覧ください。

[問合せ]

大川市役所 企画課企画共創係

TEL: 0944-85-5553

mail:okwkyoso_k@city.okawa.lg.jp